

令和7年度浅口市競争入札参加資格審査申請書受付要領

【測量・建設コンサルタント等】

インターネットを利用した電子申請での手続きをお願いいたします。

申請書や申請に必要な書類は、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出いただくことになります。

- 1 受付期間 令和7年2月1日（土）から令和7年2月28日（金）まで
- 2 申請方法 電子申請（申請サイトリンク）※市HP申請手順を参照ください。
- 3 入札参加資格有効期間 令和7年6月1日から1年間
- 4 注意事項
 - (1) 次の各号に該当する方は、競争入札参加資格申請の受付ができません。
 - ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ②賦課されているすべての税（国税・県税・市税）を完納していない者
 - ③申請された申請書及びその添付書類の審査によりその内容が適正と認められない者
 - (2) 浅口市土地開発公社、浅口市水道課への指名願いは、浅口市財政課へ提出されたもので兼用します。
 - (3) 申請にあたっては建設工事、測量・建設コンサルタント関係、物品・役務関係の3部門で受付をしているので、申請が複数部門になる場合はそれぞれの部門ごとで申請すること。
※ 樹木剪定、水道水漏水調査業務、システム開発、ソフトウェア開発、データベース構築などは物品・役務関係で申請すること。
 - (4) 官公庁発行の証明書類等については、特段の指定がない場合において、資格審査申請書提出日の直前3ヵ月以内のものを添付すること。

5 電子入札について

浅口市では、「建設工事」および「測量・建設コンサルタント等」の一般および指名競争入札について電子入札を行っています。

電子入札の利用にあたっては、パソコンやICカード等を準備し、利用者登録を行う必要があります。

詳しくは、下記ポータルサイトをご確認ください。

岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト <https://www.e-okayama.t-elbs.jp>

6 提出書類

申請者は、本社の代表者としてください。

○ 申請書【測量・コンサルタント等】

※メールアドレスの取扱いについて

A.本社(店)情報(10)(入札・契約権限を委任する場合はB.契約する営業所情報(11))にご記入いただいたメールアドレス宛に、見積依頼等を送付させていただく場合がありますので、記入誤り等がないようご注意ください。

※土木関係建設コンサルタント使用人数について

G.有資格者数の右表(土木関係建設コンサルタント使用人数)については、国土交通省が定める建設コンサルタント現況報告書(様式第16号ニ)の使用人数合計を記入してください。

① 登録証明書

- ・登録業者が対象

※「コンサルタント現況報告書」があれば必ず提出してください。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 測量業者登録証明書 | <input type="checkbox"/> 建設コンサルタント登録証明書 |
| <input type="checkbox"/> 地質調査業者登録証明書 | <input type="checkbox"/> 補償コンサルタント登録証明書 |
| <input type="checkbox"/> 建築士事務所登録証明書 | <input type="checkbox"/> 計量証明事業者登録証明書 |
| <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士登録証明書 | <input type="checkbox"/> その他の業種にあつては、これに準ずる書類 |

② 測量等実績調書

- ・様式第2号又は独自様式

③ 技術者経歴書

- ・様式第3号又は独自様式

④ 営業の沿革

- ・様式第4号又は独自様式

⑤ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

【法人の場合】履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本 現在事項全部証明書は不可)

【個人の場合】身分証明書(免許証等ではなく、本籍地の市町村が発行するもの)

⑥ 財務諸表

- ・個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書

⑦ 営業所一覧表

・様式第5号又は独自様式

⑧～⑪ **納税証明書（完納証明書）**

・契約権限のある事務所の所在等に応じて、下表のとおり提出してください。

	事 例	添付すべき納税証明書	備 考
個人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税（所得税、消費税および地方消費税） 県税（個人事業税、自動車税等） 市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）	国税…税務署で税務署様式その3の2（申告所得税と消費税および地方消費税に未納額のないこと）の証明を受けてください。 県税…県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 市税…市役所で完納証明書（市税の滞納がないことの証明）を受けてください。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税（所得税、消費税および地方消費税） 県税（個人事業税、自動車税等）	
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税（所得税、消費税および地方消費税）	
法人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税（法人税、消費税および地方消費税） 県税（法人事業税、自動車税等） 市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）	国税…税務署で税務署様式その3の3（申告所得税と消費税および地方消費税に未納額のないこと）の証明を受けてください。 県税…県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 市税…市役所で完納証明書（市税の滞納がないことの証明）を受けてください。
	市内に本店を有する者（市内業者）	上記に加え、 代表者の市町村税完納証明書	
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税（法人税、消費税および地方消費税） 県税（法人事業税、自動車税等）	
個人	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税（法人税、消費税および地方消費税）	市税…市役所で完納証明書（市税の滞納がないことの証明）を受けてください。

※ 国税の納税証明書につきましては手数料が安価なオンライン請求が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>（イータックス）

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>（国税庁）

⑫ **主要取引金融機関名**

・様式第6号又は独自様式

⑬ **使用印鑑届**

・様式第7号又は独自様式

⑭ 印鑑証明書

⑮ 委任状

- ・ 共通様式第 1 号
- ・ 契約締結権等を本社以外に委任する場合のみ

⑯ 浅口市暴力団排除条例に係る誓約書

- ・ 共通様式第 2 号

以上

提出物チェックリスト（測量・コンサルタント）

Check	書類名	備考
	○ 申請書【測量・建設コンサルタント等】	
	① 登録証明書	登録業者が対象
	② 測量等実績調書	様式第2号又は独自様式
	③ 技術者経歴書	様式第3号又は独自様式
	④ 営業の沿革	様式第4号又は独自様式
	⑤ 履歴事項全部証明書（法人） 身分証明書（個人）	法人の場合、 <u>現在事項全部証明書は不可</u> 。 提出日の直前3ヵ月以内のもの。
	⑥ 財務諸表（法人）	個人の場合、貸借対照表・損益計算書
	⑦ 営業所一覧	様式第5号又は独自様式
	⑧ 納税証明書 ～ ⑪	提出日の直前3ヵ月以内のもの。 契約権限のある事務所の所在に応じて下記提出。 ※詳細は3ページを参照 市内本店…国税・県税・市税・代表者完納証明 市内支店…国税・県税・市税 県内……………国税・県税（県徴収金） 県外……………国税（申告所得税・消費税）
	⑫ 主要取引金融機関名	様式第6号又は独自様式
	⑬ 使用印鑑届	様式第7号又は独自様式 押印 2箇所
	⑭ 印鑑証明書	提出日の直前3ヵ月以内のもの。
	⑮ 委任状	支店等を市の契約相手方にする場合に提出。 共通様式第1号 押印 2箇所
	⑯ 浅口市暴力団排除条例に係る誓約書	共通様式第2号 押印 1箇所